

国立大学法人筑波技術大学における建設工事等に係る  
適正な施工体制の確保等に関する要項

平成22年4月1日  
契約担当役制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学(以下「筑波技術大学」という。)における建設工事等に係る適正な施工体制の確保等については、国立大学法人筑波技術大学会計規則(平成17年規則第10号)、国立大学法人筑波技術大学契約事務取扱規程(平成17年規程第62号)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(適用法令)

第2条 本要項の適用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)及びこれに基づく政令を適用するものとする。

(指針への配慮)

第3条 筑波技術大学は政府関係機関であることに鑑み、適正化法第15条第1項により国が定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)に配慮するものとする。

(適正な施工体制の確保等)

第4条 工事現場における適正な施工体制の確保等に係る本要項の適用においては、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」(平成13年5月31日付け13文科施第62号文教施設部長通知)を準用するものとする。

(施工体制の点検要領の運用)

第5条 工事現場における施工体制の点検要領の運用については、「工事現場における施工体制の点検要領の運用について」(平成14年1月24日付13文科施第62号文教施設部企画課監理室長通知)を準用するものとする。この場合において、「契約担当官」とあるのは「契約担当役」と読み替えるものとする。

(工事成績評定要領)

第6条 工事成績評定要領については、工事成績評定要領(平成20年1月17日文教施設企画部長決裁)を準用するものとする。ただし、同要領第二による評定対象工事は、原則として施設費補助金をもって整備、若しくは施設費補助金及び寄付金より一体的に整備する、1件の請負金額が500万円を超える工事とする。この場合において、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約担当役」と読み替えるものとする。

(工事成績評定実施規程)

第7条 工事成績評定実施規程については、「工事成績評定実施規程の一部改正について」(平成22年3月31日付21施設企第57号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)を準用するものとする。ただし、同通知第二(一)による評定対象工事は、原則として施設費補助金

をもって整備，若しくは施設費補助金及び寄付金により一体的に整備する，請負金額が500万円を超える工事とする。この場合において，「支出負担行為担当官」とあるのは「契約担当役」と読替えるものとする。

（工事成績評定評価委員会等の設置）

第8条 工事成績の評定を厳正かつ的確に実施するために、工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会においては、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 請負者が説明を求めた場合の回答に関すること。
- (2) その他工事成績評定要領の運用に関すること。

3 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事・事務局長
- (2) 財務課長
- (3) 財務課課長補佐
- (4) 財務課予算・決算係長
- (5) 財務課契約係長

4 委員会に、委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 評価委員会の事務は、財務課が行う。

8 再説明請求については、当分の間、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置される工事成績評定審査委員会に、請負者から求められた評定に係る再回答に関する事項の審議を付託することができるものとする。

（施工体制台帳の作成等）

第9条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、発注者への提出の義務付け措置等が講じられている施工体制台帳の整備要領については、「施工体制台帳の作成等についての改正について」（平成13年4月13日付け13国文科施第3号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

（一括下請負等の禁止）

第10条 筑波技術大学が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について」（平成13年4月13日付け13国文科施第2号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

（暴力団排除規定の準用）

第11条 筑波技術大学が発注する建設工事等においては、公共工事における指名審査等の厳格化の観点から、「建設業からの暴力団排除の徹底について」（昭和61年12月18日国会第95号会計課長通知）の規定を準用するものとする。

（建設産業における生産システムの合理化への配慮）

第12条 建設産業における生産システムの合理化については、「建設産業における生産システ

ムの合理化指針について」(平成3年3月1日国施第6号文教施設部長通知)の規定に配慮するものとする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。